

自動車排出ガス対策の実施状況について

基本方針における項目	基本方針における事項	答題欄	説明欄	図による施策
(1) 自動車排出ガス低減対策の強化等	自動車排出ガス低減対策 指針、監視の徹底、効果的な取組等の実施 自動車排出ガス削減の促進 不正改造の使用防止 適正な燃料の使用促進 適正な燃料の使用促進 不正改造の使用防止 適正な燃料の使用促進	自動車排出ガス削減の促進 不正改造の使用防止 適正な燃料の使用促進 適正な燃料の使用促進 不正改造の使用防止 適正な燃料の使用促進	自動車排出ガス削減の促進 不正改造の使用防止 適正な燃料の使用促進 適正な燃料の使用促進 不正改造の使用防止 適正な燃料の使用促進	自動車排出ガス削減の促進 不正改造の使用防止 適正な燃料の使用促進 適正な燃料の使用促進 不正改造の使用防止 適正な燃料の使用促進
(2) 乗車規制の強化及び低公害車の普及促進の取組	乗車規制の強化 低公害車の普及促進 乗車規制の強化 低公害車の普及促進	乗車規制の強化 低公害車の普及促進 乗車規制の強化 低公害車の普及促進	乗車規制の強化 低公害車の普及促進 乗車規制の強化 低公害車の普及促進	乗車規制の強化 低公害車の普及促進 乗車規制の強化 低公害車の普及促進
(3) 低公害車の普及促進	低公害車の普及促進 低公害車の普及促進 低公害車の普及促進	低公害車の普及促進 低公害車の普及促進 低公害車の普及促進	低公害車の普及促進 低公害車の普及促進 低公害車の普及促進	低公害車の普及促進 低公害車の普及促進 低公害車の普及促進
(4) エコドライブの普及促進	エコドライブの普及促進 エコドライブの普及促進 エコドライブの普及促進	エコドライブの普及促進 エコドライブの普及促進 エコドライブの普及促進	エコドライブの普及促進 エコドライブの普及促進 エコドライブの普及促進	エコドライブの普及促進 エコドライブの普及促進 エコドライブの普及促進
(5) 交通渋滞の軽減	交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減	交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減	交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減	交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減
(6) 交通渋滞の軽減	交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減	交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減	交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減	交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減 交通渋滞の軽減
(7) 局地的汚染の軽減	局地的汚染の軽減 局地的汚染の軽減 局地的汚染の軽減	局地的汚染の軽減 局地的汚染の軽減 局地的汚染の軽減	局地的汚染の軽減 局地的汚染の軽減 局地的汚染の軽減	局地的汚染の軽減 局地的汚染の軽減 局地的汚染の軽減
(8) 普及促進活動の強化	普及促進活動の強化 普及促進活動の強化 普及促進活動の強化	普及促進活動の強化 普及促進活動の強化 普及促進活動の強化	普及促進活動の強化 普及促進活動の強化 普及促進活動の強化	普及促進活動の強化 普及促進活動の強化 普及促進活動の強化

※河津地区域を有する68箇所県及び関係市町村への調査をもとに作成

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等																																		
施策名	自動車公害監察事業																																		
実 施 期 間	平成 14 年度から継続																																		
概 要	大気環境をより一層改善し、安定的なものとするため、県の条例で定める排出ガス基準に適合しないディーゼル車の運行規制等を実施する。																																		
施策内容																																			
<p>1 運行規制（埼玉県生活環境保全条例）</p> <p>平成 15 年 10 月から粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル車（乗用車は除く）について、県全域で運行を規制。平成 18 年 4 月からは二段階目の規制として規制値を強化。</p> <p>○ 路上検査等の実施状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>路上検査</th> <th>拠点検査</th> <th>事業場検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>2,051 台</td> <td>1,156 台</td> <td>4,081 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>2,010 台</td> <td>1,233 台</td> <td>4,177 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>1,069 台</td> <td>1,229 台</td> <td>4,602 台</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>501 台</td> <td>617 台</td> <td>2,275 台</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>488 台</td> <td>524 台</td> <td>3,371 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 不正軽油等の使用の禁止（埼玉県生活環境保全条例）</p> <p>平成 14 年度から大気中の粒子状物質又は窒素酸化物の量を増大させる燃料として、重油や重油を混和した燃料等の使用を規制。</p> <p>○ 燃料抜取検査を実施検体数</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>910 検体</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>972 検体</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>771 検体</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>235 検体</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>226 検体</td> </tr> </tbody> </table>			路上検査	拠点検査	事業場検査	平成 19 年度	2,051 台	1,156 台	4,081 台	平成 20 年度	2,010 台	1,233 台	4,177 台	平成 21 年度	1,069 台	1,229 台	4,602 台	平成 22 年度	501 台	617 台	2,275 台	平成 23 年度	488 台	524 台	3,371 台	平成 19 年度	910 検体	平成 20 年度	972 検体	平成 21 年度	771 検体	平成 22 年度	235 検体	平成 23 年度	226 検体
	路上検査	拠点検査	事業場検査																																
平成 19 年度	2,051 台	1,156 台	4,081 台																																
平成 20 年度	2,010 台	1,233 台	4,177 台																																
平成 21 年度	1,069 台	1,229 台	4,602 台																																
平成 22 年度	501 台	617 台	2,275 台																																
平成 23 年度	488 台	524 台	3,371 台																																
平成 19 年度	910 検体																																		
平成 20 年度	972 検体																																		
平成 21 年度	771 検体																																		
平成 22 年度	235 検体																																		
平成 23 年度	226 検体																																		
参考資料																																			
<p>・埼玉県HP</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html</p>																																			

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等																																
施策名	千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例																																
実 施 期 間	平成 15 年度から継続																																
概 要	粒子状物質を削減することを目的とした、千葉県内を運行するディーゼル自動車（乗用車を除く）を条例により規制する。																																
施策内容																																	
<p>条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル自動車（乗用車を除く）の千葉県内での運行の禁止（運行規制）及び重油を混ぜた燃料の使用及び販売の禁止（燃料規制）。</p> <p>1. 運行規制</p> <p>イ. 規制対象物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粒子状物質（PM） <p>ロ. 規制地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県全域 <p>ハ. 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期規制値（知事が指定した粒子状物質減少装置を装着した場合は、規制基準に適合したものとみなす。） <p>ニ. 対象車両（ディーゼル乗用車は規制対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型貨物自動車 ・普通貨物自動車 ・マイクロバス ・大型バス ・特種自動車（貨物、バスベースに限る。） <p>ホ. 猶予期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全対象車種とも原則として初年度登録から7年間（自動車NOx・PM法の対策地域外のみを運行すると認められる車両は、初年度登録から12年間） <p>2. 運行規制及び燃料規制の、路上検査や事業所の立入検査等による検査台数及び適合率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運行規制</td> <td>10,706 台</td> <td>6,978 台</td> <td>6,117 台</td> <td>8,296 台</td> <td>6,405 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>94.9%</td> <td>93.2%</td> <td>92.8%</td> <td>96.7%</td> <td>84.5% (※)</td> </tr> <tr> <td>燃料規制</td> <td>924 台</td> <td>932 台</td> <td>966 台</td> <td>843 台</td> <td>892 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>99.9%</td> <td>98.7%</td> <td>100.0%</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) H23 から不適合車両を保有する事業者を重点的に立入検査を実施したため、適合率が低下している。</p>					平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	運行規制	10,706 台	6,978 台	6,117 台	8,296 台	6,405 台		94.9%	93.2%	92.8%	96.7%	84.5% (※)	燃料規制	924 台	932 台	966 台	843 台	892 台		99.9%	98.7%	100.0%	99.8%	99.8%
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度																												
運行規制	10,706 台	6,978 台	6,117 台	8,296 台	6,405 台																												
	94.9%	93.2%	92.8%	96.7%	84.5% (※)																												
燃料規制	924 台	932 台	966 台	843 台	892 台																												
	99.9%	98.7%	100.0%	99.8%	99.8%																												
参考資料																																	
・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例																																	

(所管) 東京都環境局自動車公害対策部計画課

関連項目	(1)自動車単体対策の強化等	実施期間	平成13年度から継続
施策名	ディーゼル車規制		
関連法・計画等			
概要			
施策内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境確保条例による規制 ・ 粒子状物質減少装置の普及（減少装置の指定） ・ 事業者の規制対応の促進（補助制度、立入指導等） ・ 違反ディーゼル車の取締り（平成15年10月～、平成18年4月～2段階目の規制） 			
参考資料			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都環境局HP ・ 東京都環境白書2010 			

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等
施策名	粒子状物質減少装置の装置補助事業
実 施 期 間	平成 17 年度から継続
概 要	ディーゼル条例施行に伴う事業者支援として、平成 14 年度から 1 都 3 県が協調して粒子状物質減少装置助成を行い、18 年 4 月からは、東京都及び埼玉県の第 2 段階規制が施行されたため、両都県を走行する県内中小企業者が所有するディーゼル自動車への粒子状物質減少装置装着に対し助成を行う。
施策内容	
<p>平成 17 年度より、千葉県内の中小企業者（個人事業者も含む）及び公益的法人等（一般社団法人・一般財団法人を含む）が、東京都及び埼玉県を走行するのに、両県の第 2 段階規制に対応するため、ディーゼル自動車への粒子状物質減少装置装着に対し助成を実施している。</p> <p>イ. 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内において 1 年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者（個人事業者を含む）及び公益的法人等（一般社団法人・一般財団法人を含む）。ただし、路線バス事業者については全ての事業者を対象とする。 <p>ロ. 対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期規制基準のディーゼル貨物車両 <p>ハ. 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置装着に要する経費の 4 分の 1 以内 <p>二. 補助限度額（平成 22 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 8 トン以下の車両（3.5 トン超）：1 台あたり 5 万円以内 ・車両総重量 8 トンを超える車両：1 台あたり 7 万円以内 <p>平成 19 年度実績 48,907,000 円 平成 20 年度実績 48,031,000 円 平成 21 年度実績 46,969,000 円 平成 22 年度実績 47,695,000 円 平成 23 年度実績 9,947 円</p>	
参考資料	
<p>・千葉県HP（ディーゼル自動車対策に係る支援策について） http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/jouhou/diesel-shien.html</p>	

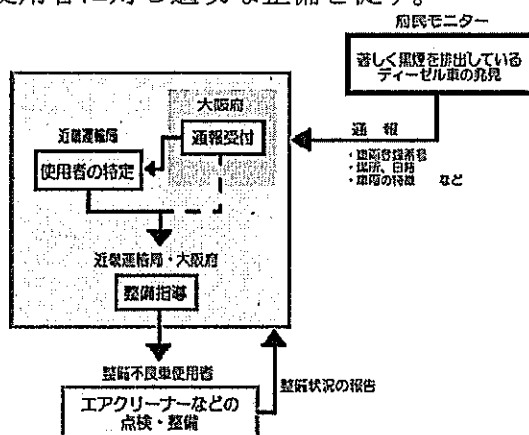
大阪府環境農林水産部交通環境課

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等					
施策名	自動車排出ガス等街頭検査の実施					
実 施 期 間						
概 要	自動車公害防止に対する府民の意識高揚を図るため、道路沿道において自動車の排出ガス濃度を測定し、自動車公害防止に対する指導・啓発活動を実施					
施策内容						
<p>府域の道路沿道において自動車の排出ガス濃度を測定し、排出ガス濃度等の基準を超える車の使用者に対して、改善措置の実施及び、適正な点検整備の徹底を呼びかけるなど、自動車公害防止に対する指導・啓発活動を実施。</p>						
実績						
		H19	H20	H21	H22	H23
実施回数		37回	21回	9回	8回	8回
検査台数	ディーゼル車	220台	156台	56台	88台	119台
	ガソリン車	1,006台	449台	231台	136台	97台
参考資料						

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等
施策名	整備不良ディーゼル車府民通報制度
実 施 期 間	平成 14 年度～24 年度
概 要	走行中に「著しく黒煙を排出しているディーゼル車」について、府民モニターからの通報を受け、当該車両の使用者に適切な整備を促し、ディーゼル黒煙の低減を図る制度。(近畿運輸局と大阪府の共同実施)

施策内容

著しく黒煙を排出しているディーゼル車の自動車登録番号(ナンバープレート)などを府民モニターから通報してもらう。通報を基に特定した使用者宛に点検・整備を依頼する通知を送付し、当該自動車の使用者に対し適切な整備を促す。



通報件数

通 報 年 度	通 報 受 付 件 数	点 検 依 頼 送 付 数	整 備 点 検 終 了 回 答 数	備 考
平成19年度	143件	129件	89件	
平成20年度	103件	86件	65件	H21.1.1 流入車規制開始
平成21年度	35件	28件	19件	
平成22年度	14件	12件	10件	
平成23年度	0件	0件	0件	

※本制度については、平成22年11月以降通報がなく今後も増加が見込まれないこと、近畿運輸局が管内で実施している黒煙測定において平成20年度以降不合格台数が0台であること、近畿運輸局大阪陸運支局に迷惑黒煙相談窓口があることから、近畿運輸局と協議のうえ平成24年7月に制度を廃止した。

参考資料

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	昭和48年から継続
施策名	自動車の排出ガス規制値強化		
関連法・計画等	道路運送車両法保安基準第31条		
概要	自動車の排出ガスについて、昭和48年より自動車の種別等により規制値を設け基準に適合しない自動車については、登録ができないこととなっており、適宜規制値の強化を行っている。		
施策内容			
<ul style="list-style-type: none"> * ガソリンを燃料とする乗用車及び貨物車 昭和48年より規制開始 * 軽油を燃料とする乗用車及び貨物車 昭和49年より規制開始 * 二輪自動車 平成10年より規制開始 * 軽油を燃料とする特殊自動車 平成15年より規制開始 * ガソリンを燃料とする特殊自動車 平成19年より規制開始 			
参考資料			

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	昭和47年から継続
施策名	自動車排出ガスの量の許容限度及び自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の強化		
関連法・計画等	大気汚染防止法第19条第1項及び第3項（自動車排出ガスの量の許容限度）、大気汚染防止法第19条の二第1項（自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度）		
概要	自動車排出ガスの量の許容限度及び自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度について、自動車の種別又は自動車の燃料の種類毎に定め、逐次強化を行っている。		
施策内容			
<p>○自動車排出ガスの量の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> *09年目標について中央環境審議会第八次答申（平成17年4月）に基づき、平成19年12月に規制強化（ディーゼル車、ガソリン車の一部車種） *ディーゼル特殊自動車2011年目標について中央環境審議会第九次答申（平成20年1月）に基づき、平成22年3月に規制強化。 *中央環境審議会第十次答申（平成22年7月）において、ディーゼル重量車の次期排出ガス目標値が示された。 *中央環境審議会第十一次答申（平成24年8月）において、二輪車の次期排出ガス目標値が示された。 <p>○自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> *軽油中及びガソリン中に含まれる硫黄分について、中央環境審議会第七次答申（平成15年7月）に基づき、平成18年11月に規制強化。 *E10の含酸素率上限及び蒸気圧について、中央環境審議会第十次答申（平成22年7月）に基づき、平成24年3月に規制化。 			
参考資料			

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	平成2年度から継続
施策名	不正改造車を排除する運動		
関連法・計画等	道路運送車両法		
概要	安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、街頭検査や自動車ユーザーに対する啓発活動等を実施。		
施策内容			
<p>関係省庁(内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・環境省)の後援を得て、自動車関係団体(不正改造防止推進協議会)等と連携し、6月の1ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しつつ下記の様々な運動を全国的に実施するもの。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 街頭検査の実施 期間中、警察庁、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会、その他関係団体と協力して全国で街頭検査を実施。</p> <p>② 不正な二次架装の防止 不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、自動車販売会社及び自動車ユーザー等に対する指導を行う。</p> <p>③ 不正改造情報の収集 自動車ユーザー等からの情報提供を促進し、有効活用するため、各運輸支局等に迷惑改造車相談窓口「不正改造車110番」及び迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、寄せられた情報に基づいて、自動車のユーザーに対してハガキを送付するなどにより、不正改造状態の改善や自主点検等の指導を行う。</p> <p>④ 不正改造防止の啓発 上記の活動への自動車ユーザーの理解を深め、不正改造をなくすため、運動期間中、全国でポスターの掲示、チラシの配布及び全国の乗合バス事業者の協力により広報横断幕の掲示等を行い、本運動の啓発を行う。</p>			
参考資料			

(所管) 国土交通省 自動車局環境政策課

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	平成 14 年度から継続
施策名	次世代大型車開発・実用化促進事業 (※平成 22 年度まで次世代低公害車開発・実用化促進事業として実施。平成 23 年度から現行の名称。)		
関連法・計画等			
概要	大型車について、排ガス低減、低炭素化等に資する革新的技術の早期実現を図るため、環境性能を向上させた次世代大型車（大型トラック、バス）の技術開発・実用化を促進する。		
施策内容			
<p>排出ガス性能を大幅に改善させ、二酸化炭素の排出量を低減した次世代大型車の開発・実用化を促進しつつ、必要な安全上・環境上の技術基準等を策定する。</p> <p>①新たな次世代大型車の開発促進 開発段階にある新たな次世代低公害車の開発を促進するため、施策・評価を行うことにより、技術基準等（指針）を策定。</p> <p>②開発した次世代大型車の実用化普及促進（実証試験） 実用化が近い次世代大型車について、その普及を促進するため、公道走行試験等を通じて、走行データを収集することにより、技術基準等の整備を推進。</p> <p>【対象車種】</p> <p>○平成 14～22 年度 非接触給電^(※1) ハイブリッド自動車、スーパークリーンディーゼルエンジン、FTD^(※2) 自動車、DME^(※3) 自動車、大型 CNG^(※4) 自動車、LNG^(※5) 自動車、水素エンジン</p> <p>○平成 23～26 年度（予定） 電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、非接触給電^(※1) ハイブリッド自動車（平成 23 年度まで）、高性能電動路線バス^(※6)、次世代バイオディーゼルエンジン</p> <p>（※1 電磁誘導により外部から大量充電できるシステム ※2 Fischer-Tropsch Diesel。天然ガス、バイオマス等から化学的に合成される軽油状の新燃料。 ※3 ジメチルエーテル ※4 圧縮天然ガス ※5 液化天然ガス ※6 非接触給電ハイブリッドバス以外の大型電動バス）</p>			
参考資料			

(所管) 国土交通省自動車局環境政策課

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	平成 17 年度からの継続														
施策名	適正な燃料の使用促進方策の強化																
関連法・計画等	道路運送車両法第 41 条 (道路運送車両の保安基準第 8 条第 1 項) 道路運送車両法第 54 条第 1 項																
概要	街頭検査等の際に使用される燃料に係る検査等を実施し、自動車に不正軽油が使用されていると判明した場合には、適正な燃料を使用するよう、文書による警告又は適正な燃料への入れ替えを命じる整備命令を発令し、不正軽油の使用の排除を行う。																
施策内容																	
<p>近年、排出ガス規制の強化等に対応するため排出ガス浄化に係る自動車の構造装置が高度化しており、本来の性能を確保するためには、適正な燃料の使用の必要性が高まっている状況にあることから、国土交通省では、不正軽油の使用が自動車の構造・装置に如何なる悪影響を与えるのかについて実車による走行試験を行った結果、新短期規制適合車については、硫黄分質量比が 0.005% (50ppm) 以下の軽油の使用を前提に設計されており、少なくとも硫黄分の質量比が 0.02% (200ppm) 以上の軽油を使用した場合には、燃料フィルターに目詰まりが生じることにより原動機の始動性等が劣化し、道路運送車両の保安基準第 8 条第 1 項に適合しなくなるおそれがあることが技術的に検証された。</p> <p>以上を踏まえ、平成 17 年度より、燃料として自動車に搭載されている軽油の硫黄分の質量比を街頭検査等において測定することとし、検査の結果判明した硫黄分の質量比に応じ、自動車の使用者に対し適正燃料の使用について口頭又は文書により強力に指導するとともに、特に、硫黄分の質量比が 0.02% (200ppm) 以上の不正軽油を使用している使用者に対しては整備命令の発令により適正な燃料の使用について改善を求めることとしている。</p> <p>【燃料検査件数】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 17 年度実績</td> <td>1,063 件</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度実績</td> <td>1,573 件 (うち整備命令発令件数 2 件)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度実績</td> <td>1,647 件 (うち整備命令発令件数 1 件)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度実績</td> <td>1,445 件</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度実績</td> <td>1,378 件</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度実績</td> <td>1,261 件 (うち整備命令発令件数 1 件)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度実績</td> <td>1,335 件</td> </tr> </table>				平成 17 年度実績	1,063 件	平成 18 年度実績	1,573 件 (うち整備命令発令件数 2 件)	平成 19 年度実績	1,647 件 (うち整備命令発令件数 1 件)	平成 20 年度実績	1,445 件	平成 21 年度実績	1,378 件	平成 22 年度実績	1,261 件 (うち整備命令発令件数 1 件)	平成 23 年度実績	1,335 件
平成 17 年度実績	1,063 件																
平成 18 年度実績	1,573 件 (うち整備命令発令件数 2 件)																
平成 19 年度実績	1,647 件 (うち整備命令発令件数 1 件)																
平成 20 年度実績	1,445 件																
平成 21 年度実績	1,378 件																
平成 22 年度実績	1,261 件 (うち整備命令発令件数 1 件)																
平成 23 年度実績	1,335 件																
参考資料																	

該 当 分 類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進																												
施策名	粒子状物質減少装置装着促進事業 (2段階規制対応分)																												
実 施 期 間	平成 17 年度から平成 22 年度まで																												
概 要	都条例及び埼玉県条例に基づき実施している 2 段階目のディーゼル自動車の運行規制に適合していない車両が東京都、埼玉県内を走行するための粒子状物質減少装置装着に要する経費に対し、補助金を交付する。																												
施策内容																													
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号) 及び埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づき平成 18 年 4 月 1 日より実施している 2 段階目のディーゼル自動車の運行規制に適合していない車両が、東京都、埼玉県内を走行するための粒子状物質減少装置装着に要する経費について、横浜市と川崎市を除く神奈川県内の事業者等に対して補助金を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度補助内容 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>補助対象</td> <td>車両総重量</td> <td>3.5t 超の車両</td> </tr> <tr> <td>補助対象金額</td> <td>補助率</td> <td>装着費用の 1/4 以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助限度額</td> <td>車両総重量 8 トン以上 : 10 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3.5 トン超 8 トン未満 : 5 万円</td> </tr> </table> ・交付実績 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>809 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>691 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>516 台</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>592 台</td> </tr> </table> <p>また、東京と及び埼玉県による第 2 段階規制に対する横浜市、川崎市が実施する補助事業に対し、補助事業に要する経費の 1/2 を補助した。(H21 年度まで。)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">交付実績</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>966 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>894 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>655 台</td> </tr> </table>		補助対象	車両総重量	3.5t 超の車両	補助対象金額	補助率	装着費用の 1/4 以内		補助限度額	車両総重量 8 トン以上 : 10 万円			3.5 トン超 8 トン未満 : 5 万円	平成 19 年度	809 台	平成 20 年度	691 台	平成 21 年度	516 台	平成 22 年度	592 台	交付実績		平成 19 年度	966 台	平成 20 年度	894 台	平成 21 年度	655 台
補助対象	車両総重量	3.5t 超の車両																											
補助対象金額	補助率	装着費用の 1/4 以内																											
	補助限度額	車両総重量 8 トン以上 : 10 万円																											
		3.5 トン超 8 トン未満 : 5 万円																											
平成 19 年度	809 台																												
平成 20 年度	691 台																												
平成 21 年度	516 台																												
平成 22 年度	592 台																												
交付実績																													
平成 19 年度	966 台																												
平成 20 年度	894 台																												
平成 21 年度	655 台																												
参考資料																													

該 当 分 類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
施策名	条例による運行規制
実 施 期 間	平成 15 年度から継続
概 要	平成 15 年 10 月から、粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル車（乗用車は除く）について、各都県全域での運行を規制する。

施策内容

平成 15 年 10 月から、粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル車（乗用車は除く）について、県内全域での運行を禁止する。

路上、拠点、事業所で検査を実施し、不適合車両の使用者等に対しては粒子状物質減少装置の装着等による改善を指示する。

検査実績

年度	箇所数	検査台数	不適合台数
平成 15 年度	727 箇所	28,036 台	872 台
平成 16 年度	1,481 箇所	44,339 台	430 台
平成 17 年度	1,433 箇所	23,929 台	309 台
平成 18 年度	1,079 箇所	16,890 台	261 台
平成 19 年度	694 箇所	9,310 台	96 台
平成 20 年度	379 箇所	6,893 台	44 台
平成 21 年度	86 箇所	3,759 台	15 台
平成 22 年度	72 箇所	1,317 台	5 台
平成 23 年度	38 箇所	791 台	7 台

※権限移譲市である横浜市・川崎市の実績を含む。

参考資料

・神奈川県HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f637/p7783.html>)

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	実施期間	平成22年度から継続
施策名	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制		
関連法・計画等	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱		
概要	幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持等のため、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を運用し、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質等を低減する。		
施策内容			
<p>幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持等のため、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を運用し、県内の自動車 NO_x・PM 法対策地域において、車種規制非適合車を使用しないようにすることにより、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質等を低減する。</p> <p>1 要綱の概要 車種規制非適合車の使用抑制を図るため、次の措置を講じる。 (1) 県内の自動車 NO_x・PM 法の対策地域において、対象自動車(注)を運行する者は、車種規制非適合車を使用しない。 (2) 対策地域において、車種規制適合車を運行する者は、国等が交付する車種規制適合車標章(ステッカー)を貼付する。 (3) 対策地域内の荷主等・旅行者は、運送事業者等に対し、貨物の輸送等の発注時に車種規制非適合車を使用しないよう要請する。 (4) 一定規模以上の荷主等・旅行者は、運送事業者等への要請状況等を、県、名古屋市又は岡崎市へ毎年度報告する。</p> <p>(注)「対象自動車」とは、貨物自動車、大型バス・マイクロバス、特種自動車(人の運送の用に供する乗員定数11人未満のものを除く)。</p> <p><制定・施行日> 平成22年8月13日制定・施行。 ただし、(4)については、平成23年4月1日施行。</p> <p>2 報告実績 (1) 報告対象期間 平成22年8月13日～平成23年3月31日 (2) 報告結果 ア 報告のあった事業所数 569事業者(平成23年11月末現在) イ 非適合車不使用の要請状況 550事業所(報告事業所数の97%) ウ 非適合車不使用の確認状況 554事業所(報告事業所数の97%)</p>			
参考資料			
<p>・愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/0000034411.html)</p>			

該当分類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
施策名	条例に基づく流入車規制
実施期間	平成 21 年 1 月から実施
概要	自動車 NOx・PM 法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等について、府域の対策地域内への発着を禁止する流入車規制を実施。

施策内容

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府域の対策地域を発着地とする運行においては自動車 NOx・PM 法の排出基準を満たす適合車を使用しなければならないとする流入車規制を行っている。適合車等に表示が義務付けられているステッカーを交付するとともに、トラック・バス等が集中する施設で立入検査・指導を実施。

対象地域：自動車 NOx・PM 法の対策地域（大阪府域 37 市町内）

対象自動車：自動車 NOx・PM 法の対象自動車（ディーゼル乗用車を除く）

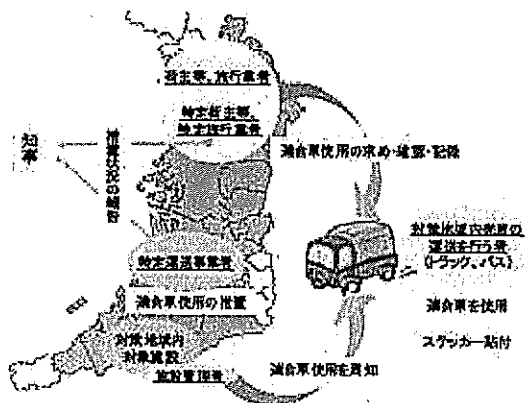
流入できない自動車：自動車 NOx・PM 法の車種規制非適合車

規制の内容：①対策地域を発着地として対象自動車の運行する者は、車種規制適合車等を使用しなければならない。

②対象自動車に対策地域内を発着地として運行を行う際には、適合車等標章（適合車用又は経過措置車用ステッカー）を表示する必要がある。

③荷主等・旅行業者は、貨物運送事業者等や物品を販売した者に対し、適合車等の使用を求めるとともに、適合車等の使用の確認、確認結果の記録をしなければならない。

④一定規模以上の荷主等・旅行業者は、適合車等を使用することを遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要を指定様式により知事に報告しなければならない。



運送事業者・荷主・行政等の連携した取組み

なお、車種規制適合車等の使用命令を受けた者について、その氏名等を公表できる規定を条例に追加する予定であり、これにより広く府民や旅行業者、荷主等に対し違反者の情報を提供し、行政指導や命令の実効性を高め、引いては違反の防止や早期改善をより一層促進させることとしている。

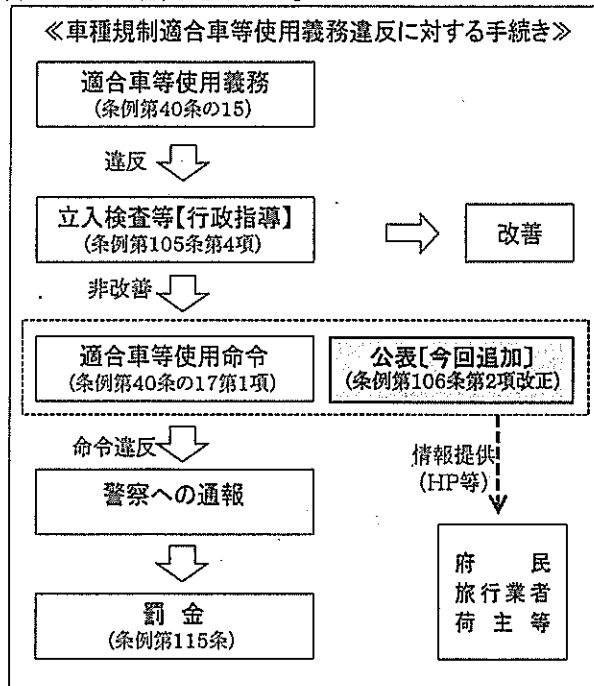
参考資料

関連項目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	実施期間	平成24年度～(予定)
施策名	流入車規制違反に係る公表規定の追加(大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正)		
関連法・計画等	自動車NOx・PM法		
概要	条例に定める車種規制適合車等の使用義務について、使用命令を受けた者の氏名等を公表できる規定の追加		

施策内容

【改正のねらい】

- 平成21年1月から実施している流入車規制に係る「車種規制適合車等の使用義務」について、一部に度重なる指導に関わらず違反を繰り返す者がおり、このような違反者に対しては毅然と対応していく必要がある。
- このため、車種規制適合車等の使用命令を受けた者について、その氏名等を公表できる規定を追加することにより、広く府民や旅行者、荷主等に対し違反者の情報を提供し、行政指導や命令の実効性を高め、引いては違反の防止や早期改善をより一層促進させる。



【施行時期】

平成24年9月定例府議会で議決の後、すみやかに公布・施行する予定。

【パブリックコメント】

平成24年7月18日から8月17日まで意見募集の結果、4件の意見が提出され、いずれも厳正な対処を望むものであった。

意見提出数：4件

意見の概要：

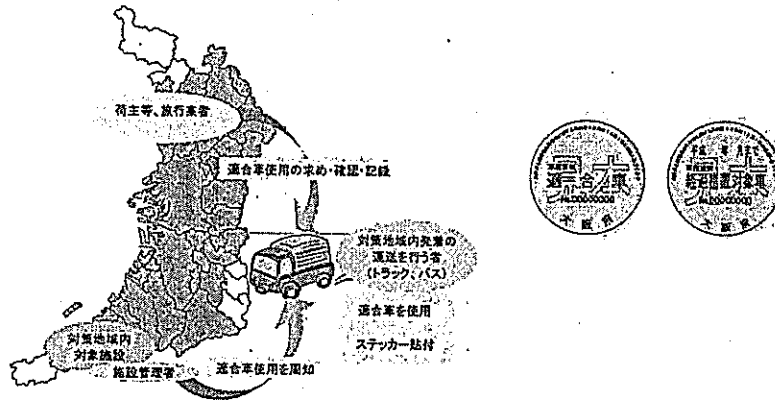
- ・ステッカーのない規制対象車をよく見るが、すでに買換えを行った者からは不公平で、厳しく取り締まるべき。正直者が馬鹿を見ないような取り組みに期待する。
- ・厳正なる法規制の実施をお願いしたい。
- ・違反した企業の情報を広く社会に広めるために、違反者の氏名を公表するのは良いこと。
- ・度重なる指導に従わず違反を繰り返す運行者の氏名等を公表できる規定の追加に賛成。一部の悪質な運行者に対しては、厳正に対処してほしい。

《流入車規制とは》

「府内 37 市町を発着地として運行を行う者は、排ガス基準を満たすトラック、バス等を使用しなければならない。」とし、車種規制適合車等にはステッカーの表示を義務付けている。

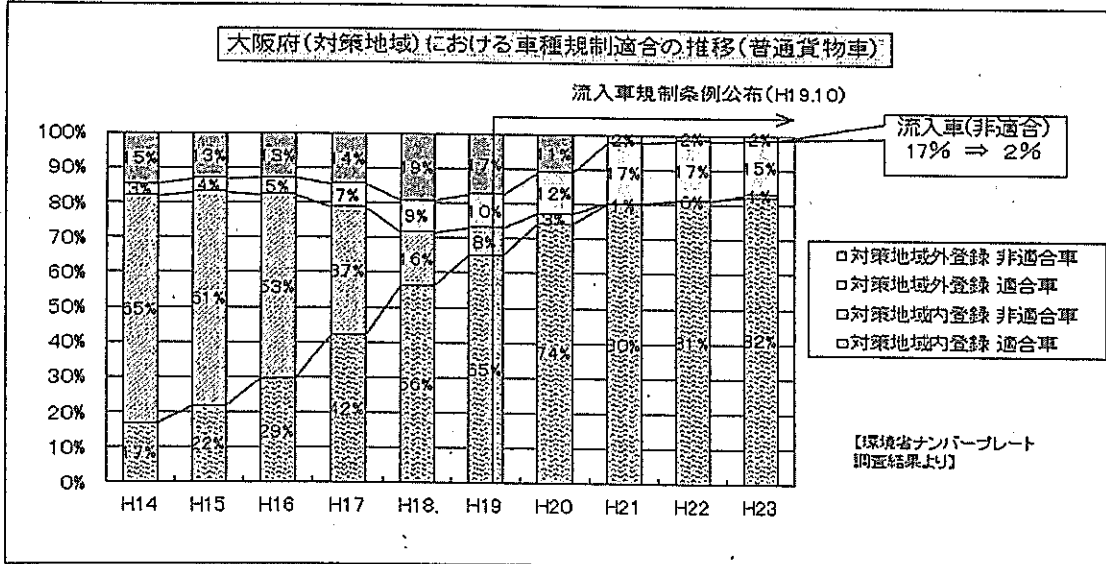
違反者には車種規制適合車等の使用命令を発することができ、さらに当該使用命令に違反した者に対しては、罰金に処すると規定している。

また、運行者に対する義務だけでなく、当該運行者に業務を委託する旅行業者や荷主等に対しても、「運行者に適合車等の使用を求めることや適合車等の使用状況の確認義務」を課している。



《流入車規制の効果》

対策地域外から流入する非適合車の割合は、規制制定時の平成 19 年度に 17%であったが、平成 23 年度には 2%と減少しており、効果を挙げている。



《検査指導実績等》

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	計	
ステッカー交付枚数	70.2 万枚	15.7 万枚	9.8 万枚	8.3 万枚	104.0 万枚	
検査	実施回数	16 回	84 回	45 回	48 回	193 回
	検査車両数	1,027 台	6,132 台	5,356 台	4,492 台	17,007 台
指導	使用義務違反者数	36 者	69 者	76 者	66 者	247 者

参考資料

該 当 分 類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
施策名	条例による運行規制・流入車規制
実 施 期 間	平成16年10月から継続
概 要	平成16年10月から、二酸化窒素及び粒子状物質の排出基準に適合しないバスや大型トラック等の自動車について、特別対策地域（阪神東南部地域）での運行規制を実施。

施策内容

1 事業内容

(1) 運行車両の違反状況把握

- ・運行車両のナンバープレートを撮影
(国道43号線の尼崎市の1箇所ではカメラ検査を一部自動化)
- ・撮影したナンバープレートを運輸局に照会し、違反の有無を把握
(違反車両について警告書を送付し注意を喚起)

(2) 街頭検査

国、県警等で合同実施している国道43号線での街頭検査時に、運行規制の指導を実施

(3) 立入検査

運送事業者、荷主企業等への立入検査を実施し、規制への対応を指導

2 上記1(1)で撮影した規制対象車両台数、違反車両台数等の推移

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
規制対象 車両台数	県内	9,040	23,999	26,309	23,879	21,284	21,284	14,904
	県外	24,605	49,971	51,269	43,842	44,030	44,030	34,785
違反車両 台数	県内	4	72	272	521	115	115	57
	県外	18	203	984	1,793	386	386	300
違反率	県内	0.04%	0.30%	1.03%	2.18%	0.54%	0.54%	0.38%
	県外	0.07%	0.41%	1.92%	4.09%	0.88%	0.88%	0.88%

関連項目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	実施期間	平成14年度から継続
施策名	NOx・PM規制		
関連法・計画等	道路運送車両法保安基準第31条の2		
概要	窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車のうち排出基準値を満たさないものについては、特定地域内に使用の本拠を置くことができない。		

施策内容

自動車NOx・PM法の対策地域に指定された地域で、トラック・バス等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)及びディーゼル乗用車に関して特別のNOx排出基準及びPM排出基準を定め、これに適合するNOx及びPMの排出量がより少ない車を使って貰うための規制です。この規制は対策地域内に使用の本拠の位置を有する新車と現在使用している車に適用されます。

ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
バス・トラック等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)		
車量 総重量 区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
	3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

参考資料

経済産業省 産業技術環境局環境指導室
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目(注1)	(2) 車種規制の実施及び 流入車の排出基準の適合 車への転換の促進	実 施 期 間(注2)	平成19年度から継続
施策名	株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車NOx・PM法関連)		
関連法・ 計画等	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第46条		
概 要(注3)	自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車またはNOx・PM低減装置を取得する者に対して、必要な設備資金の融資を行う。		
施策内容			
<p>自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車またはNOx・PM低減装置を取得する者に対して、株式会社日本政策金融公庫より、必要な設備資金の融資を行う。</p> <p>(1) 貸付対象 自動車NOx・PM法の基準を満たした自動車に買い換える者、NOx・PM低減装置を装着する者</p> <p>(2) 貸付限度 中小企業事業：7億2千万円 国民生活事業：7千2百万円</p> <p>(3) 貸付期間 設備資金 15年以内</p> <p>(4) 貸付利率 (対策地域内) 中小企業事業：特別利率②、国民生活事業：特別利率③ (対策地域外) 中小企業事業、国民生活事業：特別利率①</p> <p>(5) 貸付実績 (中小企業事業) 平成19年度：1,962百万円(94件)、平成20年度：1,720百万円(65件)、平成21年度：257百万円(12件)、平成22年度：1,710百万円(69件)、平成23年度：982百万円(14件) (国民生活事業) 平成19年度：4,271百万円(671件)、平成20年度：2,472百万円(380件)、平成21年度：526百万円(91件)、平成22年度：553百万円(68件)、平成23年度：115百万円(9件)</p>			
参考資料			

関連項目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	実施期間	平成18年度以前から継続
施策名	排出基準非適合車の運行対策		
関連法・計画等	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(各都府県) 道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	対策地域内に営業所があるにもかかわらず、対策地域外に営業所があるかのように偽装して車庫証明の提出又は自動車の登録を行う、いわゆる「車庫とぼし」等事件の検挙		
施策内容			
<p>○ 検挙事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の運送業者が使用する大型貨物自動車を使用の本拠の位置ではない対策地域外に不正に登録をしたとして、ディーラー社員及び運送業者を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で検挙【埼玉県警】 ・排ガス規制が設けられた国道43号において、基準値を超える大型車を運行させたとして、県環境の保全と創造に関する条例違反(特別対策地域における特定自動車の運行禁止)で運送業者を検挙【兵庫県警】 			
参考資料			

(所管) 国土交通省自動車局環境政策課

関連項目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出が基準の適合車への転換の促進	実施期間	平成19年度(平成20年1月1日)より継続
施策名	適合車ステッカー制度		
関連法・計画等	平成19年自動車NOx・PM法改正法附帯決議		
概要	排出ガス低減性能の高い自動車に対する一般消費者の関心と理解を深め、その普及を促進するとともに、自動車NOx・PM法の対策地域内において、同法に基づく排出基準の適合車の使用を促進するため、排出基準に適合している全国のトラック・バス等を対象にステッカーを貼付。		

施策内容

申請者は、交付申請書及び自動車検査証の写しを、自家用自動車については、環境省に、事業用自動車は、国土交通省に提出する。環境省及び国土交通省は、自動車検査証の記載内容を確認し、ステッカーを交付する。

【交付実績】

年度	自家用	事業用
平成19(1月1日より)	900枚	19,595枚
平成20	1,620枚	5,467枚
平成21	313枚	3,594枚
平成22	2,951枚	8,657枚
平成23	1,094枚	3,781枚
平成24(7月末まで)	91枚	249枚

※ 国土交通大臣認定「低排出ガス車ステッカー」「低排出ガス重量車ステッカー」「超低PM排出ディーゼル車ステッカー」は、申請の対象外。

以下の条件を満たす自動車については、製作工場又は販売店において貼付している。

- ① 普通自動車又は小型自動車であること。
- ② 車両総重量が、3,500キログラムを超えるものであること。
- ③ 自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程第2条の規定による認定を受けたものでないこと。
- ④ 軽油を燃料とするものであること。
- ⑤ 平成20年1月以降に最初の自動車登録ファイルへの登録を受ける指定自動車等であること。

参考資料

基準適合表示交付要領

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進															
施策名	低公害車導入資金融資制度															
実 施 期 間	平成13年度～平成23年度															
概 要	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等(ただし、低公害4車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車及びハイブリッド自動車)を購入又は買い換えする場合は大企業も対象)を対象として、最新低排出ガス規制かつ指定する燃費基準達成車への買換、低公害4車及び粒子状物質減少装置の購入・装着に融資を行った。															
施策内容																
<p>イ. 融資対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等(ただし、低公害4車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車及びハイブリッド自動車)を購入(又は買い換え)する場合は大企業も対象) <p>ロ. 融資対象車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新低排出ガス規制(かつ指定する燃費基準達成車)適合車への買換 ・指定低公害車4車(ハイブリッド車は指定する燃費基準達成車) ・粒子状物質減少装置の購入・装着 <p>ハ. 車両購入費等の一部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換・購入の融資件数 <table border="0"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>650件(車両)</td> <td>7件(粒子状物質減少装置)</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>194件(車両)</td> <td>2件(粒子状物質減少装置)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>41件(車両)</td> <td>4件(粒子状物質減少装置)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>38件(車両)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>47件(車両)</td> <td></td> </tr> </table>		平成19年度	650件(車両)	7件(粒子状物質減少装置)	平成20年度	194件(車両)	2件(粒子状物質減少装置)	平成21年度	41件(車両)	4件(粒子状物質減少装置)	平成22年度	38件(車両)		平成23年度	47件(車両)	
平成19年度	650件(車両)	7件(粒子状物質減少装置)														
平成20年度	194件(車両)	2件(粒子状物質減少装置)														
平成21年度	41件(車両)	4件(粒子状物質減少装置)														
平成22年度	38件(車両)															
平成23年度	47件(車両)															
参考資料																
<p>・埼玉県HP</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ecocar/</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/jidousya-ontai-ecodrive.html</p>																

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進																				
施策名	次世代自動車普及促進事業																				
実 施 期 間	平成 18 年度以前から継続																				
概 要	国土交通省が認定するバス・トラック運送事業者、自動車リース事業者等を対象として、ハイブリッド及び天然ガス自動車（トラック、バス）の購入及び改造経費の一部を助成する。また県内に本社、事業所が所在する事業者及びそれらに貸与する自動車リース事業者を対象として、四輪以上の電気自動車又はプラグインハイブリッド車の購入について助成を行った。																				
施策内容																					
<p>(1) 補助対象車両：トラック・バス</p> <p>イ. 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が認定するバス・トラック運送事業者、自動車リース事業者等 <p>ロ. 補助対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド及び天然ガス自動車（トラック、バス） ・使用過程ディーゼル車の天然ガス自動車への改造（トラック、バス） <p>ハ. 車両購入費又は改造費の一部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス車 1/2、優良ハイブリッド 1/4、天然ガスへの改造経費の 1/3 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成 19 年度</td> <td style="width: 33%;">57 台</td> <td style="width: 33%;">平成 22 年度</td> <td style="width: 33%;">27 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>72 台</td> <td>平成 23 年度</td> <td>36 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>40 台</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 補助対象車両：電気自動車（平成 21 年度から平成 23 年度）</p> <p>イ. 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社、事業所が所在する事業者及びそれらに貸与する自動車リース事業者 <p>ロ. 補助対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪以上の電気自動車又はプラグインハイブリッド車 <p>ハ. 車両購入費の一部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の購入 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: right;">30 万円／台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td style="text-align: right;">6 台</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td style="text-align: right;">19 台</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td style="text-align: right;">15 台</td> </tr> </table>		平成 19 年度	57 台	平成 22 年度	27 台	平成 20 年度	72 台	平成 23 年度	36 台	平成 21 年度	40 台				30 万円／台	平成 21 年度	6 台	平成 22 年度	19 台	平成 23 年度	15 台
平成 19 年度	57 台	平成 22 年度	27 台																		
平成 20 年度	72 台	平成 23 年度	36 台																		
平成 21 年度	40 台																				
	30 万円／台																				
平成 21 年度	6 台																				
平成 22 年度	19 台																				
平成 23 年度	15 台																				
参考資料																					
<p>・埼玉県HP</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ecocar/</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/jidousya-ontai-ecodrive.html</p>																					

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進								
施策名	天然ガス・ハイブリッド車の導入補助事業								
実 施 期 間	平成 13 年度から平成 22 年度								
概 要	自動車排出ガスが多い事業用ディーゼル貨物車やバスを対象に、低公害・低燃費な天然ガス自動車・ハイブリッド車を導入する県内の事業者及びエコステーション(天然ガス供給スタンド)設置事業者に対して助成を行い、低公害車の普及を拡大することにより、自動車の使用に伴う環境負荷の低減を図る。								
施策内容									
<p>千葉県内に事業所を置く事業者が、天然ガス車、ハイブリッド車を導入する際に、その車両購入費の一部の補助を実施するもの。</p> <p>イ. 募集対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を置き、県内の一定地域内を走行するバス・ごみ収集車及び商品等配送車を保有する事業者及び県内に使用の本拠の位置を置くバス・ゴミ収集車及び商品等配送車を使用する事業者に自動車のリースを行う自動車リース事業者 <p>ロ. 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般車両の購入費との価格差の3分の1以内 <p>ハ. 補助限度額(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスバス1台につき150万円 天然ガス小型バス1台につき75万円 天然ガストラック(最大積載量4t以上)1台につき20万円 天然ガストラック(最大積載量4t未満)1台につき10万円 ハイブリッドバス1台につき75万円 ハイブリッドトラック1台につき10万円 小型充填機の設置1台につき75万円 エコ・ステーションの設置1台につき500万円 <p>(ただし、他の補助額との合計額が価格差を超えないものとする)</p> <p>ニ. 補助台数の限度</p> <ul style="list-style-type: none"> 1事業者あたりの補助台数(自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。)は30台まで。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>31,600,000円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>38,550,000円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度実績</td> <td>9,650,000円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度実績</td> <td>6,700,000円</td> </tr> </table>		平成19年度実績	31,600,000円	平成20年度実績	38,550,000円	平成21年度実績	9,650,000円	平成22年度実績	6,700,000円
平成19年度実績	31,600,000円								
平成20年度実績	38,550,000円								
平成21年度実績	9,650,000円								
平成22年度実績	6,700,000円								
参考資料									
<ul style="list-style-type: none"> 千葉県HP(ディーゼル自動車対策に係る支援策について) http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/yuushi/tennengus.html 									

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	公共交通機関グリーン化推進事業
実 施 期 間	平成 21 年度
概 要	地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者及び自動車リース事業者による低公害バスの導入事業に要する経費の一部を補助することにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化窒素の排出削減の図り、特に地域公共交通機関として重要な路線バスのグリーン化を促進することを目的とする。
施策内容	
千葉県内の地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者及び自動車リース事業者が、低公害かつ低燃費車の路線バスを購入するにあたり、その車両購入費の一部の補助を実施するもの。	
<p>イ. 募集対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス（近隣地域内の通勤・通学などの日常の移動を主な目的として運行されるバス。コミュニティバスを含む）について、一定水準以上の環境性能を有する車両（ハイブリッド・天然ガス・低燃費かつ低排出ガス車）を新車で購入する場合、補助を実施する。 <p>ロ. 補助対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度内に購入した路線バス（高速バスを除く）用車両 ただし、購入する車両は、低公害かつ低燃費車、ハイブリッド車、天然ガス車 <p>ハ. 車両購入費の一部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両本体価格の 10%（改造車については協議） <ul style="list-style-type: none"> 上限 100 万円（廃車を伴う更新の場合） 75 万円（廃車を伴わない更新の場合） 50 万円（更新を伴わない場合） 	
平成 21 年度実績 43,250,000 円	
参考資料	

(所管) 東京都環境局自動車公害対策部計画課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成6年度から継続
施策名	低公害車・低燃費車の普及促進		
関連法・計画等			
概要			
施策内容			
<ul style="list-style-type: none">・ 低公害車の指定・ 環境確保条例改正による大規模事業者へ導入義務付け・ 低公害・低燃費車の普及（低公害・低燃費車の導入補助、融資あっせん等）・ 環境性能の優れた自動車の優遇制度（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の自動車税・自動車取得税の免除、低公害・低燃費車に係る駐車場料金割引制度等）			
参考資料			
<ul style="list-style-type: none">・ 東京都環境局HP・ 東京都環境白書 2010			

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進													
施策名	ディーゼル代替低公害車導入促進事業													
実 施 期 間	平成 14 年度から継続													
概 要	事業者が県内を使用の本拠とする天然ガス自動車など低公害車を購入する事業等に要する経費に対し、補助金を交付する。													
施策内容														
事業者が県内（横浜市及び川崎市を除く）を使用の本拠とする天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（平成 18 年度～）、新長期規制適合車（平成 18～20 年度のみ）及びポスト新長期規制適合車（平成 22・23 年度のみ）を購入する事業等に要する経費に対し補助金を交付する。														
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度補助内容 <li style="padding-left: 20px;">補助対象 車両総重量 3.5t 超の貨物、特種及び乗車定員 11 人以上の乗合自動車 <li style="padding-left: 20px;">補助対象経費 出力の等しいディーゼル自動車との差額、改造費等 <li style="padding-left: 20px;">補助限度額 														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">貨物、特種</td> <td style="width: 30%;">天然ガス自動車</td> <td style="width: 20%;">最大積載量 4 t 未満</td> <td style="width: 30%;">5 万円</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>最大積載量 4 t 以上</td> <td>10 万円</td> </tr> <tr> <td>乗合自動車</td> <td colspan="2">天然ガス・ハイブリッド自動車、ポスト新長期規制適合車</td> <td>10 万円</td> </tr> </table>				貨物、特種	天然ガス自動車	最大積載量 4 t 未満	5 万円	ハイブリッド自動車	最大積載量 4 t 以上	10 万円	乗合自動車	天然ガス・ハイブリッド自動車、ポスト新長期規制適合車		10 万円
貨物、特種	天然ガス自動車	最大積載量 4 t 未満	5 万円											
	ハイブリッド自動車	最大積載量 4 t 以上	10 万円											
乗合自動車	天然ガス・ハイブリッド自動車、ポスト新長期規制適合車		10 万円											
<ul style="list-style-type: none"> ・交付実績 <li style="padding-left: 20px;">平成 19 年度 110 台 <li style="padding-left: 20px;">平成 20 年度 92 台 <li style="padding-left: 20px;">平成 21 年度 1 台 <li style="padding-left: 20px;">平成 22 年度 35 台 <li style="padding-left: 20px;">平成 23 年度 27 台 														
参考資料														
<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県HP (http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f637/p46289.html) 														

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	環境負荷の大きな自動車の利用抑制
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正による環境負荷の大きな車の利用抑制（努力義務） ・ 都庁の契約時における、環境負荷の大きな車の購入・利用を排除する履行条件を付した契約の推進（グリーン購入、グリーン配送への反映） ・ 企業に対しての、環境負荷の大きな自動車の利用抑制の働きかけを推進 	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都環境局HP ・ 東京都環境白書 2010 	

埼玉県 大気環境課

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	低公害車等の導入を義務付け
実 施 期 間	平成 14 年度から継続
概 要	埼玉県地球温暖化対策推進条例により、平成 27 年 3 月末までに低燃費車を 5% 以上導入するよう義務付け。
施策内容	
<p>平成 14 年度から、条例により、200 台以上の自動車を使用する事業者に低公害車を 4% 以上導入するよう義務付け。(埼玉県生活環境保全条例)</p> <p>また、平成 22 年度から、条例により、平成 27 年 3 月末までに低燃費車を 5% 以上導入するよう義務付け。(埼玉県地球温暖化対策推進条例)</p>	
参考資料	
<p>・ 埼玉県HP</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/index.html#ecocar</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/jidousya-ontai-ecodrive.html</p>	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	千葉県環境保全条例による低公害車・低燃費車の普及促進
実 施 期 間	平成 14 年度から継続
概 要	千葉県環境保全条例により、千葉県内で、200 台以上の自動車を使用する自動車に、知事が指定する低公害車を 5%以上導入するよう義務付け。また、自動車を使用する事業者等への低燃費車導入の努力規定制定。
施策内容	
<p>千葉県内の事業者で使用している自動車（軽自動車、二輪車及び被けん引車を除く）の合計が 200 台以上の事業者に対し、使用する自動車の 5%以上を低公害車とするよう義務付け（導入期限：平成 18 年 3 月 31 日）。また、千葉県内の事業者で使用している自動車（軽自動車、二輪車、被けん引車及び特種自動車を除く）の合計が 30 台以上の事業者に対し、自らの事業活動に使用する自動車の新規購入、更新等において、低燃費車の積極的かつ計画的な導入を求める。</p> <p>イ. 低公害車について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専ら電気を動力源とする自動車 ・ 低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定により認定された自動車 ・ 前各号に定めるもののほか、知事が指定する自動車 <p>ロ. 平成 20 年度末までの、200 台以上の事業者における、低公害車導入率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 40.3%（現在市販されている自動車が、平成 17 年低排出ガス基準認定車であるため、平成 17 年低排出ガス基準以上で集計） <p>ハ. 平成 21 年度末までの 200 台以上自動車を使用する事業者における低公害車導入率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 45.8% <p>ニ. 平成 22 年度末までの 200 台以上自動車を使用する事業者における低公害車導入率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 51.1% 	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県環境保全条例 ・ 千葉県環境保全条例施行規則 	

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成14年度から継続							
施策名	低公害車導入促進費補助金事業									
関連法・計画等	あいち新世紀自動車環境戦略、あいち地球温暖化防止戦略2020 愛知県EV・PHVタウン推進アクションプラン									
概要	自動車の走行に起因する大気汚染物質(NO _x ・PM)や温室効果ガス(CO ₂)の排出量の削減を推進するため、低公害車を導入する旅客・貨物運送事業者及びこれら以外の業種の中小企業者等に対して、必要な経費の一部を補助する。									
施策内容										
旅客・貨物運送事業者及びこれら以外の業種の中小企業者等(個人事業者も含む)が、低公害車を購入する当たり、その車両購入費の一部の補助を実施する。										
1 補助対象事業者 旅客・貨物運送事業者及びこれら以外の業種の中小企業者等(個人事業者も含む)										
2 内容										
ア 営業用(緑ナンバー)低公害車導入補助										
・補助対象車:天然ガストラック・バス、優良ハイブリッドトラック・バス、電気自動車トラック・バス・乗用車										
・低公害車(トラック、バス、乗用車)を導入する旅客・貨物運送事業者などに対し、通常車両価格との差額の1/3以内(ただし、経年車の廃止を伴う場合は1/2以内、電気自動車乗用車は1/4以内、電気自動車トラックは1/2以内、使用過程車の天然ガス車への改造は改造費の1/3以内)を補助 [国土交通省の低公害車普及促進対策費補助金と協調補助]										
イ 自家用(白ナンバー)低公害車導入補助										
・補助対象車:天然ガストラック・バス、優良ハイブリッドトラック、電気自動車トラック・乗用車										
・低公害車(トラック、バス、乗用車)を導入する中小企業等の事業者など(旅客・貨物運送事業者以外)に対し、通常車両価格との差額の1/3以内(ただし、経年車の廃止を伴う場合は1/2以内、電気自動車乗用車は1/4以内、電気自動車トラックは1/2以内、使用過程車の天然ガス車の改造は改造費の1/3以内)を補助 [経済産業省(一般社団法人次世代自動車振興センター)のクリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金と併用可]										
3 補助実績台数										
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
実績台数	62	185	422	466	810	164	227	51	141	198
参考資料										
・愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/0000051821.html)										

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成21年度～25年度
施策名	「EV・PHVタウン」モデル事業		
関連法・計画等	愛知県EV・PHVタウン推進アクションプラン (毎年度策定) 愛知県EV・PHVタウン推進マスタープラン (毎年度改訂) あいちEV・PHV普及ネットワーク設置要綱 あいちEV・PHV普及ネットワーク設置要領		
概要	EV・PHVの本格普及に向けて経済産業省の「EV・PHVタウン」モデル事業を平成21年度から実施しており、初期需要の創出、充電インフラの整備、普及啓発などに取り組んでいる。		

施策内容

「EV・PHVタウン」モデル事業を推進するため、平成21年4月に、電力会社や自動車メーカー、充電器メーカー、小売業者、市町村など幅広い分野の25の関係者で構成する「あいちEV・PHV普及ネットワーク」を設立した。

平成24年8月末現在、ネットワークの参加者は86に増加し、互いに連携・協働してEV・PHVの普及や充電インフラの整備促進に取り組んでいる。

1 ネットワークでの取組内容

取組内容	主な取組項目
EV・PHVの初期需要の創出	◇ 公用車への率先導入 ◇ EV・PHVの通勤・業務利用 ◇ タクシー事業での利用 など
充電インフラの整備	◇ 施設への充電設備の整備促進 ◇ 充電設備の位置情報等の発信 ◇ 集合住宅での整備 など
EV・PHVの普及啓発	◇ EV・PHVや充電インフラの共通ロゴマークの貼付 ◇ 試乗会・展示会の実施 ◇ リーフレット等の作成・配布 など
効果評価	◇ 取組結果を検証し、今後の課題等を提案 など ※その検証内容は、「マスタープラン」として取りまとめ

2 モデル事業の目標・進捗状況

時期	EV・PHVの累計台数	充電インフラの整備基数	CO ₂ 排出量の削減効果
【目標年度】 平成25年度	EV・PHVの県内新車販売台数で2,000台、 累計5,000台以上	一般開放で累計400基以上 (うち急速充電器50基)	4,000t以上
【進捗状況】 平成23年末	累計1,060台 EV : 915台 PHV : 145台	一般開放で累計233基 普通充電 : 203基 急速充電 : 30基	1,248t

参考資料

・愛知県HP (<http://www.pref.aichi.jp/0000024415.html>)

該 当 分 類(注1)	(3) 低公害車の普及促進
施策名	自動車 NOx 等対策推進事業
実 施 期 間(注2)	平成 14 年度から継続
概 要(注3)	自動車の交通に起因して生ずる NOx などの大気汚染の防止のための事業として、排出ガス規制適合車の導入に必要な経費の一部を補助。
施策内容	
<p>1. 天然ガス自動車普及促進事業</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者、その他これらに準ずるものとして三重県知事（以下「知事」という。）が認定した者（以下「補助対象事業者」という。）による天然ガス自動車の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助。</p> <p>イ. 補助対象車両</p> <p>天然ガスバス・トラックの購入、使用過程ディーゼル自動車の天然ガス自動車への改造</p> <p>ロ. 車両購入費の一部補助</p> <p>(1) 購入</p> <p>(天然バス) 通常車両価格との差額の 1/6 以内</p> <p>(天然トラック) " 1/6 以内</p> <p>(2) 改造</p> <p>(天然バス・トラック) " 1/6 以内</p> <p>平成 19 年度実績 3 件</p> <p>平成 20 年度実績 2 件</p> <p>平成 21 年度実績 0 件</p> <p>平成 22 年度実績 1 件</p> <p>平成 23 年度実績 1 件</p> <p>2. NOx・PM 低減装置普及促進事業</p> <p>三重県内の事業者（個人事業者も含む）が、NOx・PM 低減装置の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助。</p> <p>イ. 補助対象車両</p> <p>県内に使用の本拠を置く使用過程車のディーゼル自動車</p> <p>ハ. 車両購入費の一部補助</p> <p>NOx・PM 低減装置価格の 1/4 以内(限度額 25 万円)</p> <p>平成 19 年度実績 5 件</p> <p>平成 20 年度実績 12 件</p> <p>平成 21 年度実績 10 件</p> <p>平成 22 年度実績 4 件</p> <p>平成 23 年度実績 4 件</p>	
参考資料	

該 当 分 類(注1)	(3) 低公害車の普及促進
施策名	三重県中小企業融資制度「環境保全資金融資」
実 施 期 間(注2)	平成15年度から継続
概 要(注3)	自動車NOx・PM法の対策地域内に登録のある排出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い換える中小企業者及び組合に融資。
施策内容	
(環境対策車の導入)	
1 融資対象	
① 低公害車の購入	
・ 営業用車両（営業用ナンバー）として、電気用自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車のいずれかの車両を購入する場合	
② 使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造	
③ NOx・PM低減装置の装着	
・ 自動車NOx・PM法に基づき規制対象となる排出基準に適合しない自動車に、NOx・PM低減装置を装着し排出基準適合車とする場合	
④ 自動車NOx・PM法排出基準適合車への買い換え	
・ 自動車NOx・PM法に基づき規制対象となる排出基準非適合車を排出基準適合車に適合する新車に買い換える場合で、以下のすべてを満たす場合	
〈1〉申請車が排出基準非適合車の自動車検査証（以下「車検証」）上の所有者かつ使用車であること。	
〈2〉申請日が排出基準非適合車の車検証有効期限前であること	
〈3〉排出基準非適合車1台から排出基準適合車1台への買い換えであること	
〈4〉排出基準非適合車と排出基準適合車の車検証上の用途であること	
⑤ ポスト新長期規制車への買い替え	
・ 県内に登録の長期規制のディーゼル車両を新車のポスト新長期規制車へ買い替える場合であって、以下のすべてを満たすもの。	
〈1〉申請者が長期規制の車両の自動車検査証（以下「車検証」という。）上の所有者かつ使用者であること	
〈2〉環境対策活動（事業）計画書の受理日が長期規制の車両の車検証有効期限前であること	
〈3〉長期規制の車両1台からポスト新長期規制車1台への買い替えであること	
〈4〉長期規制の車両とポスト新長期規制車の車検証上の用途が同じであること	
2 融資利率・融資限度額・融資機関等	
融資限度額 5,000万円	
融資利率 年1.75%（対策地域内1.55%）	
（協会保証を付さない場合1.80%（対策地域内1.60%））	
貸付期間 5年以内	
平成19年度実績	46件 522,740千円
平成20年度実績	18件 228,215千円
平成21年度実績	11件 152,550千円
平成22年度実績	11件 110,170千円
平成23年度実績	3件 29,880千円
参考資料	

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成17年度から継続
施策名	愛知県グリーン配送		
関連法・計画等	あいち新世紀自動車環境戦略、愛知県グリーン配送実施要綱		
概要	県が行う物品調達に際し、納入業者等が環境への負荷が少ない「愛知県グリーン配送適合車」を使用して配送を行う「グリーン配送制度」を運用する。		
施策内容			
<p>県が締結する物品の売買契約の一方の当事者である事業者が、県へ物品を自動車により配送する際、「愛知県グリーン配送適合車」を使用する。契約書等には、「物品の配送の際は、愛知県グリーン配送適合車の使用に努める」という文言を記載する。</p> <p>【グリーン配送適合車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低排出ガス認定車かつ低燃費車 ・ ハイブリッド自動車 ・ 天然ガス自動車 ・ LPG貨物自動車 ・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ メタノール自動車 <p>(※) ただし、当分の間、「新長期規制適合車のうち、車両総重量が3.5トンを超えるトラック」、「新短期規制適合車のうち、車両総重量が3.5トンを超えるトラック」も適合車とみなす。</p>			
参考資料			
<p>・ 愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/green/index.html)</p>			

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成19年度から継続						
施策名	低公害車の導入義務 (条例第80条)								
関連法・計画等	県民の生活環境の保全等に関する条例								
概要	平成19年度から条例により、一定規模以上の自動車を使用する事業者に対し、規則で定める低公害車を一定割合以上導入するとともに、その状況について知事へ報告するよう義務付けている。								
施策内容									
<p>「県民の生活環境保全等に関する条例」(第80条)に基づき、県内で乗用車換算200台以上の自動車を使用する事業者に、規則で定める低公害車を一定割合以上導入するとともに、前年度末の導入状況について、毎年度、知事へ報告するよう義務付けるもの。</p> <p>1 対象事業者 県内で使用する自動車の台数が、乗用車換算で200台以上となる事業者 (車両総重量が3.5トンを1台、3.5トを超12トンを2台、12トを超を4台として算定)</p> <p>2 対象自動車 普通自動車、小型自動車、軽自動車(特殊自動車は対象外)</p> <p>3 低公害車 燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、特定LPG自動車、特定ディーゼル自動車、低排出ガス車かつ低燃費車、その他知事が定める自動車</p> <p>4 目標となる導入割合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業の用に供する自動車が、全て車両総重量12トン以下の場合</td> <td style="text-align: center;">3割</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する自動車が、全て車両総重量12トンを超える場合</td> <td style="text-align: center;">3割</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する自動車に車両総重量12トンを超えるもの及び12トン以下のものが含まれる場合</td> <td style="text-align: center;">2～3割</td> </tr> </table>				事業の用に供する自動車が、全て車両総重量12トン以下の場合	3割	事業の用に供する自動車が、全て車両総重量12トンを超える場合	3割	事業の用に供する自動車に車両総重量12トンを超えるもの及び12トン以下のものが含まれる場合	2～3割
事業の用に供する自動車が、全て車両総重量12トン以下の場合	3割								
事業の用に供する自動車が、全て車両総重量12トンを超える場合	3割								
事業の用に供する自動車に車両総重量12トンを超えるもの及び12トン以下のものが含まれる場合	2～3割								
参考資料									
<p>・愛知県 HP (http://www.pref.aichi.jp/0000037477.html)</p>									

大阪府環境農林水産部交通環境課

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	関空・りんくう CNG 車等普及促進モデル事業
実 施 期 間	平成 19 年度のみ
概 要	CNG 車普及のため「関空・りんくう」をモデル地域とし、国との協調補助により CNG 車の導入補助を行った。
施策内容	
<p>低公害車の普及を図るため、モデル地域（関西空港・りんくうタウン）を発着する CNG トラックを導入する運送業者等に対して国と協調して支援を行うとともに、荷主事業者との連携により、モデル地域内の物流施設等に入出入りする車両に CNG 車の導入促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：モデル地区を発着する CNG トラックを導入する運送事業者 ・基準額：98 万円（国と協調） ・補助率：府 1 / 4（国 1 / 2） ・実 績：34 台 	
参考資料	

大阪府

該当分類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	中小企業低公害車等購入資金特別融資
実施期間	平成 20 年度まで
概要	中小企業を対象として低公害車等を購入する資金を借り入れできる融資制度。
施策内容	
<p>より低公害な車種への代替と低公害車の普及を促進するため、購入に必要な資金の融資と利子補給を実施。</p> <p>※平成 20 年 8 月以降利子補給を廃止し、同等以上の条件で他の大阪府制度融資（商工労働部金融支援課）の利用が可能なることから、平成 21 年度に制度を廃止した。</p> <p>融資の利用希望者には、金融支援課の制度融資の利用を促す。</p> <p>対象者：府内の中小企業者</p> <p>対象車種：①電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車の購入 ②ディーゼル乗用車からガソリン又は LPG 乗用車への代替 ③自動車 NOx・PM 法に規定するトラック・バス等の指定自動車で、排出基準非適合車から適合車への代替</p> <p>実績：平成 19 年度 30 台、平成 20 年度 11 台</p>	
参考資料	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進																												
施策名	兵庫県低公害車導入支援事業																												
実 施 期 間	平成 13 年度から継続																												
概 要	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質等の排出量の削減を図るため、低公害車への買換、排出ガス低減装置を設置する事業者等への補助及び融資。																												
施策内容																													
1	<p>運送事業者への低公害車普及促進補助事業</p> <p>補助対象 県内の民間自動車運送事業者、自動車リース事業者等 対象車両 バス及びトラック（ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車等） 補 助 額 低公害車と一般車の差額の 1/2 又は 1/3（低公害車への改造費） ※国土交通省の補助を受けることが要件</p> <p>実 績</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 14 年度</td> <td>23 台</td> <td>平成 15 年度</td> <td>27 台</td> <td>平成 16 年度</td> <td>8 台</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>17 台</td> <td>平成 18 年度</td> <td>53 台</td> <td>平成 19 年度</td> <td>142 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>131 台</td> <td>平成 21 年度</td> <td>55 台</td> <td>平成 22 年度</td> <td>32 台</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>36 台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					平成 14 年度	23 台	平成 15 年度	27 台	平成 16 年度	8 台	平成 17 年度	17 台	平成 18 年度	53 台	平成 19 年度	142 台	平成 20 年度	131 台	平成 21 年度	55 台	平成 22 年度	32 台	平成 23 年度	36 台				
平成 14 年度	23 台	平成 15 年度	27 台	平成 16 年度	8 台																								
平成 17 年度	17 台	平成 18 年度	53 台	平成 19 年度	142 台																								
平成 20 年度	131 台	平成 21 年度	55 台	平成 22 年度	32 台																								
平成 23 年度	36 台																												
2	<p>ディーゼル車への排出ガス低減装置装着助成事業</p> <p>補助対象 県内の民間事業者及び県内で発着するフェリーを相当程度利用している民間事業者 対象車両 大型バス（定員 30 名以上）及び車両総重量 8 トン以上のトラック 補 助 額 排出ガス低減装置の装着に係る費用の 1/4（ただし、限度額は 35 万円） 低減装置は、窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成 16 年国土交通省告示第 814 号）の規定により優良と評価された装置（NO_x・PM 低減装置に限る。）</p> <p>実 績</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 13 年度</td> <td>31 台</td> <td>平成 14 年度</td> <td>40 台</td> <td>平成 15 年度</td> <td>98 台</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>257 台</td> <td>平成 17 年度</td> <td>2 台</td> <td>平成 18 年度</td> <td>11 台</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>22 台</td> <td>平成 20 年度</td> <td>37 台</td> <td>平成 21 年度</td> <td>28 台</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>20 台</td> <td>平成 23 年度</td> <td>3 台</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					平成 13 年度	31 台	平成 14 年度	40 台	平成 15 年度	98 台	平成 16 年度	257 台	平成 17 年度	2 台	平成 18 年度	11 台	平成 19 年度	22 台	平成 20 年度	37 台	平成 21 年度	28 台	平成 22 年度	20 台	平成 23 年度	3 台		
平成 13 年度	31 台	平成 14 年度	40 台	平成 15 年度	98 台																								
平成 16 年度	257 台	平成 17 年度	2 台	平成 18 年度	11 台																								
平成 19 年度	22 台	平成 20 年度	37 台	平成 21 年度	28 台																								
平成 22 年度	20 台	平成 23 年度	3 台																										
3	<p>最新規制適合車等購入資金融資制度〔兵庫県地球環境保全資金〕</p> <p>融資対象 中小企業者 対象事業 ①最新規制適合車等の購入 （自動車 NO_x・PM 法の規制を満足しない現有のディーゼル車等を解体廃車すること） ②低公害車の購入</p> <p>融資条件 限度額 1 企業・組合 5,000 万円限度 融資利率 1.6% 償還方法 10 年以内（2 年以内据置可）、元金均等月賦償還 利子補給 小規模企業 60% 中小企業 30%（補給期間 5 年間）</p> <p>実 績</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 13 年度</td> <td>32 台</td> <td>平成 14 年度</td> <td>33 台</td> <td>平成 15 年度</td> <td>41 台</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>105 台</td> <td>平成 17 年度</td> <td>84 台</td> <td>平成 18 年度</td> <td>40 台</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>5 台</td> <td>平成 20 年度</td> <td>14 台</td> <td>平成 21 年度</td> <td>8 台</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>3 台</td> <td>平成 23 年度</td> <td>2 台</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					平成 13 年度	32 台	平成 14 年度	33 台	平成 15 年度	41 台	平成 16 年度	105 台	平成 17 年度	84 台	平成 18 年度	40 台	平成 19 年度	5 台	平成 20 年度	14 台	平成 21 年度	8 台	平成 22 年度	3 台	平成 23 年度	2 台		
平成 13 年度	32 台	平成 14 年度	33 台	平成 15 年度	41 台																								
平成 16 年度	105 台	平成 17 年度	84 台	平成 18 年度	40 台																								
平成 19 年度	5 台	平成 20 年度	14 台	平成 21 年度	8 台																								
平成 22 年度	3 台	平成 23 年度	2 台																										

大阪府環境農林水産部交通環境課

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会による低排出ガス車 (LEV-7) の指定
実 施 期 間	平成 21 年度まで
概 要	環境にやさしい低排出ガス車を普及促進するため、市販されているガソリン車やディーゼル車の中でも、特に窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の排出ガス量がより低減されている車を「LEV-7 (レブ・セブン)」として指定した。

施策内容

京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会において、環境にやさしい低排出ガス車を普及促進するため、市販されているガソリン車やディーゼル車の中でも、特に窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の排出ガス量がより低減されている車を「LEV-7 (レブ・セブン)」として指定した。

なお、LEV-7 指定制度は、国による自動車排出ガス規制の強化 (ポスト新長期規制) や国の低排出ガス車認定制度が充実されたこと等から、平成 21 年 7 月 31 日の指定をもって最後の指定とし、今後の新規販売等については国の低排出ガス車認定制度や燃費基準等を活用していくこととした。

・大阪府域における LEV-7 の販売台数 (単位: 台)

	H19	H20
乗 用 車	200,748	175,287
トラック・バス等	44,202	30,582
合 計	244,950	206,695
新規登録台数 に占める割合	82.6%	82.0%

・LEV-7 の指定型式数

	H19	H20
乗 用 車	1,567	800
トラック・バス等	1,811	1,573
合 計	3,378	2,373

参考資料

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進						
施策名	グリーン配送の推進						
実 施 期 間							
概 要	物品の輸配送に低公害な自動車（グリーン配送適合車）を使用するグリーン配送について、府が率先的な取り組みを行い、事業者、市町村、他府県等へ取り組みの要請を行う等その拡大を図っている。						
施策内容							
<p>大阪府では、購入する物品の配送に事業者が自動車を使用する場合、低公害な自動車（グリーン配送適合車）を使用するよう求めている。</p> <p>大阪府、大阪市及び神戸市では、いずれかに届出されたグリーン配送適合車については、いずれにおいても適合車と見なす等、連携してグリーン配送の推進を図っている。</p>							
表 グリーン配送適合車一覧							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">車種</th> <th style="text-align: center;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車 (電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド) 自動車</td> <td>特になし</td> </tr> <tr> <td>ガソリン自動車、LPG 自動車、ディーゼル自動車</td> <td>自動車NOx・PM法の車種規制非適合車を除く</td> </tr> </tbody> </table>		車種	条件	低公害車 (電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド) 自動車	特になし	ガソリン自動車、LPG 自動車、ディーゼル自動車	自動車NOx・PM法の車種規制非適合車を除く
車種	条件						
低公害車 (電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド) 自動車	特になし						
ガソリン自動車、LPG 自動車、ディーゼル自動車	自動車NOx・PM法の車種規制非適合車を除く						
大阪府グリーン配送適合車届出台数：約9,300台（平成24年3月末現在）							
<p>また、平成16年4月より「大阪グリーン配送推進運動」として、購入物品等の配送に環境負荷の少ない自動車（グリーン配送適合車）を使用するなどのグリーン配送に取り組む推進事業者の募集・登録を行ってきたが、平成23年8月より、「エコカー使用・エコドライブ推進・公共交通機関利用の推進」を柱とする環境に配慮した自動車利用を率先して実践する「大阪交通エコチャレンジ推進運動登録制度」として実施している。（平成23年度末推進事業者65事業所）</p>							
参考資料							

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進										
施策名	エコカー普及促進事業										
実 施 期 間	平成 22 年度から										
概 要	エコカーの普及促進のためインフラ整備の支援や普及啓発等を実施										
施策内容											
<p>平成 21 年 12 月に策定した「大阪エコカー普及戦略」により、平成 32 年度までに大阪府内の自動車の 2 台に 1 台をエコカーとすることを目標に、大阪エコカー協働普及サポートネットを設立し、インフラ整備の支援や普及啓発など以下の取組みを官民協働で推進。</p> <p>■大阪府のエコカー普及のための取組み</p> <p>○公用車におけるエコカーの率先導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では「大阪府エコカー導入指針」(H22.7) による公用車のエコカー代替を促進 <p>○一般利用が可能な 200V 普通充電設備の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおさかエコカー普及環境整備基金を活用し、集客施設などへの充電器設置を助成 H23 年度までの補助実績 74 基 ・公共施設や民間事業者などに対し、充電設備の設置・一般開放を働きかけ 大阪府内における一般利用可能な 200V 普通充電設備基数 239 基 (H23 年末現在) <p>○市町村や民間イベントと連携したエコカーの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が主催するイベントや各種セミナーにおいてエコカーの展示会や試乗会を実施 <p>○エコカーに関する情報収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン等を活用し、サポートネット会員の取組みやイベント情報などを発信 <p>■大阪府内のエコカーの普及状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>エコカー台数</th> <th>エコカー割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21 年末</td> <td>178,078</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>H22 年末</td> <td>310,523</td> <td>9.0%</td> </tr> </tbody> </table>				エコカー台数	エコカー割合	H21 年末	178,078	5.1%	H22 年末	310,523	9.0%
	エコカー台数	エコカー割合									
H21 年末	178,078	5.1%									
H22 年末	310,523	9.0%									
参考資料											

大阪府環境農林水産部交通環境課

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進 (5) 交通需要の調整・低減						
施策名	特定事業者に対する指導						
実 施 期 間							
概 要	・ 自動車 NOx・PM 法に基づく、対策地域内で 30 台以上の自動車を使用する事業者に対する、自動車使用管理計画書及び実績報告書の提出を指導。						
施策内容							
<p>○特定事業者に対する指導</p> <p>自動車 NOx・PM 法に基づき、対策地域内で 30 台以上の自動車を使用する事業者は、平成 14 年 5 月から、NOx 等の排出抑制のための自動車使用管理計画書及び実績報告書を作成し、知事又は近畿運輸局長へ提出すること等が義務付けられている。</p> <p>府では、運送事業者等以外の対象事業者に対し、提出された計画書及び毎年度の実績報告書をもとに低公害車の導入や車両走行量の削減など排出ガス抑制のための取組みを指導している。</p> <p>平成 14 年度から継続している 420 社のデータ等</p> <table border="0"> <tr> <td>低公害車及び LEV-7 の割合</td> <td>: 平成 22 年度は 83.2% (平成 14 年度は 21.6%)</td> </tr> <tr> <td>総走行距離</td> <td>: 平成 22 年度は、平成 14 年度に比べて 0.2% 減少</td> </tr> <tr> <td>年間 NOx・PM 排出量</td> <td>: 平成 22 年度の NOx は平成 14 年度に比べ 59% 削減 PM は平成 14 年度に比べ 85% 削減</td> </tr> </table>		低公害車及び LEV-7 の割合	: 平成 22 年度は 83.2% (平成 14 年度は 21.6%)	総走行距離	: 平成 22 年度は、平成 14 年度に比べて 0.2% 減少	年間 NOx・PM 排出量	: 平成 22 年度の NOx は平成 14 年度に比べ 59% 削減 PM は平成 14 年度に比べ 85% 削減
低公害車及び LEV-7 の割合	: 平成 22 年度は 83.2% (平成 14 年度は 21.6%)						
総走行距離	: 平成 22 年度は、平成 14 年度に比べて 0.2% 減少						
年間 NOx・PM 排出量	: 平成 22 年度の NOx は平成 14 年度に比べ 59% 削減 PM は平成 14 年度に比べ 85% 削減						
参考資料							

経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 13 年度以降
施策名	自動車税のグリーン化		
関連法・ 計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月閣議決定（全部改訂）） ・低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定） ・エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定） ・新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定） ・日本再生戦略（平成 24 年 7 月閣議決定） 		
概 要	排出ガス性能及び燃費性能に応じて自動車税を軽減するとともに、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては重課する。		
施策内容			
<p>○特例措置の概要 自動車税を以下のとおり重課又は軽減する。</p> <p>(重課)</p> <p>◆概ね 10%重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車登録から以下の年数を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車等の低公害車及び一般乗合バス等を除く。） <p>＜重課の対象＞ディーゼル車：11 年、ガソリン車、LPG 車：13 年</p> <p>(軽減)</p> <p>◆概ね 50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NOx 10%低減）、プラグインハイブリッド自動車及び平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車 <p>◆概ね 25%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準達成車 			
○減収額（試算）		○重課額（試算）	
平成 18 年度	172 億円	平成 19 年度	193 億円
平成 19 年度	224 億円	平成 20 年度	203 億円
平成 20 年度	192 億円	平成 21 年度	205 億円
平成 21 年度	224 億円	平成 22 年度	211 億円
平成 22 年度	249 億円	平成 23 年度	241 億円
参考資料			

経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 21 年度以降															
施策名	自動車重量税・自動車取得税の時限的な税率軽減措置																	
関連法・ 計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月閣議決定（全部改訂）） ・低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定） ・エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定） ・新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定） ・日本再生戦略（平成 24 年 7 月閣議決定） 																	
概 要	自動車需要の急激な落ち込みなどの景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進を図るため、自動車重量税及び自動車取得税の免税・軽減措置を時限的に実施。																	
施策内容																		
<p>○特例措置の概要</p> <p>◆自動車重量税の減免</p> <p>一 新車新規検査に係る措置 平成 24 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日までに新車新規検査を受ける場合</p> <p>一 2 回目車検等に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記措置の適用を受けた免税対象車について、2 回目の車検を受ける場合（新車新規検査による車検証の記載事項について車両構造等の変更がない場合に限る。） ・免税対象車（上記措置の適用があるものを除く。）について、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に受ける最初の車検の場合 <p>◆自動車取得税</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までに新車の取得が行われる場合</p> <p>【対象車と軽減率】</p> <p>◆免税（2 回目車検等に係る措置：50%軽減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合）及び平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準 +20%達成車 等 <p>◆75%軽減（2 回目車検等に係る措置：なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車 等 <p>◆50%軽減（2 回目車検等に係る措置：なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準達成車 等 <p>○自動車重量税に係る減収額（試算）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>1,020 億円</td> <td>○自動車取得税に係る減収額（試算）</td> <td>平成 21 年度</td> <td>1,390 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>724 億円</td> <td></td> <td>平成 22 年度</td> <td>1,395 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>1,018 億円</td> <td></td> <td>平成 23 年度</td> <td>1,417 億円</td> </tr> </table>				平成 21 年度	1,020 億円	○自動車取得税に係る減収額（試算）	平成 21 年度	1,390 億円	平成 22 年度	724 億円		平成 22 年度	1,395 億円	平成 23 年度	1,018 億円		平成 23 年度	1,417 億円
平成 21 年度	1,020 億円	○自動車取得税に係る減収額（試算）	平成 21 年度	1,390 億円														
平成 22 年度	724 億円		平成 22 年度	1,395 億円														
平成 23 年度	1,018 億円		平成 23 年度	1,417 億円														
参考資料																		

経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課



該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 11 年度以降												
施策名	中古車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例														
関連法・ 計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月閣議決定（全部改訂）） ・ 低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定） ・ エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定） ・ 新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定） ・ 日本再生戦略（平成 24 年 7 月閣議決定） 														
概 要	次世代自動車等（中古車）を取得した場合、自動車取得税の課税標準から一定額を控除する。														
施策内容															
<p>○特例措置の概要</p> <p>次世代自動車等（中古車）を取得する際、自動車取得税の課税標準から以下の額を控除し、自動車取得税を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆45 万円控除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NOx10% 低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合）及び平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車 等 ◆30 万円控除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車 等 ◆15 万円控除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 27 年度燃費基準達成車 等 <p>※本制度は平成 21 年度以降、中古車を対象としている。</p> <p>○減収額（試算）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成 18 年度</td><td>152 億円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>199 億円</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>169 億円</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>201 億円（新車を含めた試算額、中古車台数は把握困難。）</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>11 億円</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>12 億円</td></tr> </table>				平成 18 年度	152 億円	平成 19 年度	199 億円	平成 20 年度	169 億円	平成 21 年度	201 億円（新車を含めた試算額、中古車台数は把握困難。）	平成 22 年度	11 億円	平成 23 年度	12 億円
平成 18 年度	152 億円														
平成 19 年度	199 億円														
平成 20 年度	169 億円														
平成 21 年度	201 億円（新車を含めた試算額、中古車台数は把握困難。）														
平成 22 年度	11 億円														
平成 23 年度	12 億円														
参考資料															

経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成13年度以降	
施策名	日本政策金融公庫による低利融資：環境・エネルギー対策資金(自動車NOx・PM法関連(ポスト新長期規制適合車、低公害車取得))			
関連法・計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月閣議決定(全部改訂)) ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定) ・エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定) ・新成長戦略(平成22年6月閣議決定) ・日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 			
概要	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車又は燃料供給設備(電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。)を取得する場合に、低利融資を行うことで経済的インセンティブを付与し、低公害車の普及を促進している。			
施策内容				
○措置の概要				
1. 貸付対象 ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車又は燃料供給設備(電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。)				
2. 貸付限度 ○国民生活事業：7,200万円 ○中小企業事業：直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円				
3. 貸付期間 15年以内(据置期間2年以内)				
4. 貸付利率 ○国民生活事業：特利② ○中小企業事業：基準利率。ただし、4億円を限度として特別利率①又は②				
【融資実績】				
	国民生活事業		中小企業事業	
	件数	実績	件数	実績
平成19年度	397件	28.9億円	108件	31.2億円
平成20年度	716件	53.7億円	187件	54.5億円
平成21年度	936件	42.2億円	162件	47.2億円
平成22年度	1,288件	59.2億円	169件	42.6億円
平成23年度	1,751件	77.8億円	361件	86.5億円
平成24年7月末	888件	30.2億円	196件	46.3億円
参考資料				

該 当 項 目(注1)	低公害車の普及促進	実 施 期 間(注2)	平成10年度から継続
施策名	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助		
関連法・ 計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定) ・「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定) ・「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定) ・「次世代自動車戦略2010」(平成22年4月12日、経済産業省次世代自動車戦略研究会) ・「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月、閣議決定) ・「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月、閣議決定) 		
概 要(注3)	クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車等の導入及び充電器を設置する者に対して、その導入に必要な費用の一部を補助する。		
施策内容			
(1) 補助対象・補助額 (平成24年度)			
補助対象		補助額	
クリーンエネルギー自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)の導入		通常車両との差額の1/2以内	
充電設備(急速充電設備、普通充電設備)の設置		本体価格の1/2以内	
(2) 導入実績 (平成23年度)			
<車両導入> 電気自動車9,283台、クリーンディーゼル自動車3,583台 <充電設備> 急速充電設備529基、普通充電設備1,317基			
参考資料			
補助事業 HP ・一般社団法人次世代自動車振興センター http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/index.html			

経済産業省製造産業局自動車課

該 当 項 目(注1)	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間 (注2)	平成21年度第1次補正予算 平成21年度第2次補正予算 平成23年度第4次補正予算	
施策名	環境対応車普及促進事業			
関連法・ 計画等	「経済危機対策」(平成21年4月10日発表) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日発表)			
概 要(注3)	環境性能に優れた新車の購入を促進し環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図る。			
施策内容				
以下の要件に合致する新車を購入し、一年間使用する者に対して補助金を交付する。(平成23年度補正予算事業)				
＜乗用車等 ^{※1} ＞ (登録車等・軽自動車)				
環 境 要 件			登 録 車 等	軽自動車
平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成 ^{※2※3}			10万円	7万円
<p>※1 乗車定員が10人以下の乗用車及び車両総重量が3.5トン以下のトラック・バス(バンを含む)。 ※2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。 ※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車(乗用自動車)も対象。</p>				
＜重量車＞ (トラック・バス)				
環 境 要 件		小型 ^{※1} (GVW3.5トンクラス)	中型 ^{※1} (GVW8トンクラス)	大型 ^{※1} (GVW12トンクラス)
平成27年度燃費基準達成 ^{※2※3}			20万円	40万円 90万円
<p>※1 「小型」:車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のトラック及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のバス。 「中型」:車両総重量が7.5トンを超え12トン以下のトラック及び車両総重量が8トンを超え12トン以下のバス。 「大型」:車両総重量が12トンを超えるトラック・バス。 ※2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。 ※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。</p>				
参考資料				
<p>・一般社団法人次世代自動車振興センターHP http://www.cev-pc.or.jp/ECO/index.htm</p>				

(所管) 国土交通省自動車局環境政策課

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成14年度から継続
施策名	環境対応車普及促進対策		
関連法・計画等			
概要	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する観点から、自動車運送事業者等の環境対応車への買い替え・購入を促進することにより、環境対策を強力に推進する。		
施策内容			
自動車運送事業者等に、CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行う。			
補助率：			
○経年車の廃車を伴う新車購入の場合 通常車両価格との差額の1/2又は車両本体価格の1/4			
○新車だけの購入の場合 通常車両価格との差額の1/3又は車両本体価格の1/4			
○使用過程車のCNG車への改造 改造費の1/3			
参考資料			
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html			

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成15年度より継続										
施策名	電動式塵芥収集車導入補助事業												
関連法・計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月閣議決定（全部改訂）） ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定） ・新成長戦略（平成22年6月閣議決定） ・エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定） ・日本再生戦略（平成24年7月閣議決定） 												
概要	電動式塵芥収集車を導入する際に導入費用の一部を支援することにより、一層の二酸化炭素及び大気汚染物質排出量の削減を図る。												
施策内容													
<p>1. 補助対象事業 電動式塵芥収集車（積込排出機構を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。）の導入（購入（改造を含む。）に限る。）</p> <p>2. 補助率 通常車両との差額の1/2</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>106台（対策地域内8団体含む。）</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>232台（対策地域内20団体含む。）</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>109台（対策地域内6団体含む。）</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>160台（対策地域内14団体含む。）</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5台（対策地域内3団体含む。）</td> </tr> </table> <p>※平成22年度までは低公害車普及事業として実施。</p>				平成19年度	106台（対策地域内8団体含む。）	平成20年度	232台（対策地域内20団体含む。）	平成21年度	109台（対策地域内6団体含む。）	平成22年度	160台（対策地域内14団体含む。）	平成23年度	5台（対策地域内3団体含む。）
平成19年度	106台（対策地域内8団体含む。）												
平成20年度	232台（対策地域内20団体含む。）												
平成21年度	109台（対策地域内6団体含む。）												
平成22年度	160台（対策地域内14団体含む。）												
平成23年度	5台（対策地域内3団体含む。）												
参考資料													
公募のお知らせ http://www.env.go.jp/recycle/info/dendouzinkai/index.html													